

## 青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

青森市立高等看護学院の受験手数料、入学金及び授業料は、昭和47年開学以降、改定されておらず、授業料等の収入と運営経費の差が拡大し、同様の運営形態をとる他の定時制看護師養成所と比較すると低すぎる現状にある。

市では「青森市行財政改革プラン（2019～2023）」において、「持続可能な財政運営」を一つの柱と掲げ、そのなかで、「受益者負担の適正化」に取り組んでいくこととしている。

受益者負担の適正化、他の定時制看護師養成所との均衡の観点から、青森市高等看護学院の受験手数料、入学金及び授業料を改定し、授業料の改定にあたり、災害による被災等により授業料の負担が困難なことも想定されることから、授業料の減免について新設する。

なお、改定による負担を緩和するため、授業料は段階的に引き上げることとする。

### 2 改正内容

青森市立高等看護学院第7条に定める受験手数料、入学金及び授業料及び第8条に定める授業料の減免について、以下のとおり改定する。

改正後	改正前
<p>第一条～第六条 （略） （受験手数料、入学金及び授業料）</p> <p>第七条 学院の入学試験を受けようとする者は、<u>五千円</u>の受験手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 学院に入学の許可を受け、入学しようとする者は、<u>五千円</u>の入学金を納付しなければならない。</p> <p>3 学院に入学した者（以下「学生」という。）は、月額<u>一万円</u>の授業料を納付しなければならない。ただし、月の初日から末日まで引き続き休学する学生については、この限りでない。</p> <p>4～6 （略） （授業料の減免）</p> <p>第八条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条第三項に規定する授業料を減免することができる。</u></p> <p>第九条、第十条 （略）</p>	<p>第一条～第六条 （略） （受験手数料、入学金及び授業料）</p> <p>第七条 学院の入学試験を受けようとする者は、<u>五百円</u>の受験手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 学院に入学の許可を受け、入学しようとする者は、<u>千円</u>の入学金を納付しなければならない。</p> <p>3 学院に入学した者（以下「学生」という。）は、月額<u>三千円</u>の授業料を納付しなければならない。ただし、月の初日から末日まで引き続き休学する学生については、この限りでない。</p> <p>4～6 （略） （新設）</p> <p>第八条、第九条 （略）</p>

### 3 施行期日

「第7条第1項 受験手数料」及び「同条第2項 入学金」

令和3年4月1日

「第7条第3項 授業料」及び「第8条 授業料の減免」

令和4年4月1日

## 4 経過措置

- ① 受験手数料、入学金は、令和4年4月1日以後に入学しようとする者に係る受験手数料及び入学金について適用し、同日前に入学した者に係る受験手数料及び入学金については、なお従前の例による。
- ② 令和4年4月1日前に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- ③ 次の期間内に、入学又は転入学する者に係る授業料は、改正後の授業料の規定にかかわらず次のとおりとする。
- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 月額5,000円
  - ・令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 月額7,000円

## 5 参考 他の定時制看護師養成所における受験手数料、入学金及び授業料

設立者	学校名	課程	修業 年限	受験 手数料	入学金	授業料	備考
栃木県	栃木県立衛生福祉大学校 保険看護部 看護学科 専科夜間課程	定時制 夜間	3年	4,400円	5,000円	月8,850円	
五所川原市	五所川原市立高等看護学 院	定時制 夜間	3年	1,400円	6,500円	月7,800円	
川口市 (埼玉県)	川口市立看護専門学校	定時制 夜間	3年	10,000円	10,000円	月14,000円	R元年度末 定時制廃止
<b>平均</b>				<b>5,267円</b>	<b>7,167円</b>	<b>月10,217円</b>	